【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第26期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社エー・ピーホールディングス
【英訳名】	AP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長　米山　久
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第２ビル１Ｆ （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	03-6435-8440
【事務連絡者氏名】	財務部長　加藤　雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目10番１号 IS0ビル５階
【電話番号】	03-6435-8440
【事務連絡者氏名】	財務部長　加藤　雅彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第25期 中間連結会計期間	第26期 中間連結会計期間	第25期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	（千円）	10,667,919	10,766,554	21,821,782
経常利益	（千円）	222,062	139,606	721,765
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（千円）	630,478	109,710	1,135,202
中間包括利益又は包括利益	（千円）	585,787	35,076	1,106,569
純資産額	（千円）	604,070	1,655,271	1,124,852
総資産額	（千円）	7,167,117	8,151,340	8,012,966
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	44.93	3.77	84.49
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	43.60	3.74	79.02
自己資本比率	（%）	8.4	20.3	14.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	329,520	△5,181	1,263,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	391,563	△332,258	24,455
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△977,944	144,544	△1,051,389
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	658,739	963,922	1,171,434

（注） 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はございません。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

（Ｉ）経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済環境は、高い賃上げ率による所得環境の改善など、回復を促す要因があったものの、自然災害の影響や一部地域での客数減によりインバウンド需要が鈍化し、個人消費も物価高騰により伸び悩みました。また、ウクライナや中東情勢による地政学上のリスクや米国政策が及ぼす影響など、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、一部地域におけるインバウンド需要の足踏みや、継続的な物価高に伴う消費者の支出選択の慎重化がみられ、来店客数は伸び悩む推移となりました。これに加え、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、深刻な人手不足に伴う採用難など、コスト増加が収益を圧迫しており、依然として事業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては消費環境の変化に対応し、強みである一次産業との深い繋がりを生かしたブランド作りに取り組んでおります。「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、当社は「食」の未来を拡げていくべく、「FOOD CREATIVE FIRM」を標榜し、飲食業界の一翼を担っていきたいと考えております。この「FOOD CREATIVE FIRM」とは、「食のあるべき姿を追求する」という理念を掲げる当社のもと、共感・共鳴してくれる仲間が集合し、自由な発想と手法で同じ理念の達成を目指していく集団と定義しており、当社流の人的資本経営体制を構築することで、ブランド各々が食文化・飲食人・生産地の「あるべき未来」に想像を膨らませ、ブランド責任者が常に目の前のお客様と向き合い、施策を打ち出し、１店舗１店舗丁寧に魅力あるお店を創っていくことで、その可能性を最大化し、食産業における「ALL-WIN」の達成に努めております。

2026年９月末現在の店舗数は、直営店舗141店舗(国内外食事業120店舗、海外外食事業12店舗、中食事業９店舗)、ライセンス・プロデュース・フランチャイズ店舗は27店舗(国内19店舗、海外８店舗)の合計168店舗となり、前年同期と比較して６店舗減少しております。これは、国内外食事業において収益性の向上とポートフォリオの最適化を目指し、不採算店舗の撤退及びライセンス店舗への移管を構造的に推進したことによるものであります。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は10,766百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は188百万円（前年同期比34.6%減）、経常利益は139百万円（前年同期比37.1%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は109百万円（前年同期比82.6%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 国内外食事業

国内外食事業では、「生販直結モデル」の一環として、主に外食店舗を運営しております。

当社は、国内外食事業を「居酒屋セグメント」「専門店セグメント」「レストランセグメント」に細分化し、業績の分析や投資判断を行うポートフォリオ経営を推進しております。

居酒屋セグメントでは、九州塚田農場、北海道塚田農場、炭火焼鳥塚田農場、ライセンス事業（じとっこ組合等）を運営しております。当中間連結会計期間においては、既存店舗の収益性向上及びポートフォリオの最適化を図るため、塚田農場店舗の業態変更及びライセンス店舗への業態転換を進めております。なお、業態変更を実施した店舗につきましては、変更後の業態特性に応じて、専門店セグメントまたはレストランセグメントにて運営しております。また、炭火焼鳥塚田農場では、７月にグランドメニューのリニューアルを実施し、客数・客単価ともに前年同期を上回り好調に推移しております。九州塚田農場におきましても、８月に地鶏・若鶏を中心と

したグランドメニューへのリニューアルを実施いたしました。これらの取り組みに加え、デジタルマーケティングによる集客施策を継続し、集客力強化と収益基盤のさらなる改善を進めております。

専門店セグメントでは、四十八漁場をはじめとする魚業態や、焼鳥業態、ホルモン業態を運営しております。素材の特徴を生かした業態が業績を牽引し、なかでも職人鮨業態において店舗限定コースが好評を博すなど、堅調に推移いたしました。また、４月に「炭火酒場おやどりや」（東京都中野区）、６月に「焼鳥たてやま」（富山県富山市）へ業態変更を実施し、いずれも業態変更前を上回る売上高で推移しております。さらに、９月には「焼肉カルロス」（東京都八王子市）を「八王子焼肉 タマちゃん」へ業態変更いたしました。

レストランセグメントでは、商業施設等への出店を中心に中高級業態や立ち寿司業態等を運営しております。立ち寿司業態を中心に好調に推移したほか、５月に「焼鳥酒場みのり堂」（岐阜県岐阜市）、６月に「裏の山の木の子 吉祥寺店」（東京都武蔵野市）へ業態変更を実施いたしました。今後も、継続的な新規出店及び既存店舗からの業態変更を推進し、さらなる成長を図ってまいります。

８月以降の台風や長雨などの天候不順の影響を受けたものの、国内外食事業全体の既存店売上高の前年同期比は102.3%で推移いたしました。店舗数につきましては、直営店舗で120店舗（前年同期比４店舗減）、ライセンス・プロデュース・フランチャイズ店舗で19店舗（前年同期比１店舗増）を運営しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は7,378百万円（前年同期比3.3%減）、セグメント利益は26百万円（前年同期比90.6%減）となりました。

② 海外外食事業

海外外食事業では、香港・シンガポール・インドネシア・アメリカ合衆国に出店しております。飲食需要の落ち込みの影響を受けている国が多い中、店舗の再構築を進め、収益性の改善に取り組んでおります。

香港におきましては、物価上昇や経済環境の不確実性に加え、消費者の行動様式の変化により個人消費が低調に推移するなか、「Kicho」が「ミシュランガイド香港・マカオ2026」に掲載されるなど、ブランド価値の向上に努めております。また、９月には不採算店舗である「NOJO」を閉店いたしました。シンガポールにおきましては、前期に実施した不採算店舗の閉店により売上高は減少しております。

一方で、インドネシアにおきましては、既存店舗が好調を維持し増収となりました。店舗改装に伴う費用が発生したものの、同国の事業は堅調に推移しております。また、アメリカ合衆国におきましては、業態の最適化を進めたことにより損失が縮小しております。

なお、店舗数につきましては、直営店舗で12店舗（前年同期比５店舗減）、フランチャイズ店舗で８店舗（前年同期と同数）を運営しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は920百万円（前年同期比11.2%減）、セグメント損失は11百万円（前年同期セグメント損失98百万円）となりました。

③ 中食事業

中食事業では、グループ子会社の株式会社塚田農場プラス（代表取締役社長：森尾太一、本社：東京都港区）が、駅ナカやデパ地下などでの弁当・惣菜販売に加え、宅配弁当事業「塚田農場おべんとラボ」を展開しております。

当中間連結会計期間におきましては、夏休み期間における外出需要の高まり等を受け、宅配チャネルと店頭販売チャネルを中心に売上高が好調に推移し、８月度には月次売上高及び製造食数がともに過去最高を記録いたしました。９月度におきましても、売上高・製造食数ともに前年同月を大きく上回り、引き続き好調に推移しております。

当事業は、宅配チャネル、卸チャネル、店頭販売チャネルの３つのチャネルで構成されており、当社グループの強みである「高品質・中価格」の価値提供のもと、各チャネルにおいて積極的な展開を進めました。主力の宅配チャネルにおきましては、大口注文の伸長等により好調に推移いたしました。卸チャネルにおきましては、９月より羽田空港内「ANA FESTA」での販売を開始するなど、販路の拡大を進めております。店頭販売チャネルにおきましては、駅構内及び商業施設内店舗での需要が増加したことに加え、７月に「塚田農場OBENTO&DELI 日本橋三越店」、８月に「塚田農場OBENTO&DELI イイトルミネ新宿店」を新規出店いたしました。

なお、さらなる需要拡大に対応するため、年内の完成に向けて工場の増設を進めております。完成後は製造能

力が倍増する見込みであり、生産の効率化とあわせて、今後の本格的な拡大フェーズに向けた供給基盤の整備を着実に進めてまいります。

店頭販売チャネルの店舗数につきましては、９店舗（前年同期比２店舗増）となっております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は2,189百万円（前年同期比23.6%増）、セグメント利益は118百万円（前年同期比83.4%増）となりました。

④ 生産流通事業

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一環として、地鶏の生産事業及び鮮魚・青果物等の流通事業を展開しております。

当社グループでは宮崎県、鹿児島県、北海道で地鶏の生産を行っておりますが、円安の進行やエネルギー価格の高騰に伴う飼料価格の上昇により、地鶏の生産コストも上昇しております。このような環境下、株式会社地頭鶏ランド日南（宮崎県）における加工場を統合し生産加工の効率化を図ったことが、利益の向上に寄与しております。また、中間流通を介さない当社独自の「生販直結モデル」により、原材料価格の高騰をタイムリーに販売価格に反映させるなど、安定した事業展開を可能にしております。

当中間連結会計期間におきましては、引き続き販売事業の売上高が堅調に推移していることにより、地鶏の生産量や野菜の流通量は増加しております。加えて、地鶏のグループ外への販売も堅調に推移しており、収益基盤の多様化にもつながっております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は826百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益は55百万円（前年同期比26.5%増）となりました。

（Ⅱ）財政状態の状況

（資産）

当中間連結会計期間における資産は、前連結会計年度に比べ138百万円増加し、8,151百万円となりました。これは主に株式会社塚田農場プラスの新工場投資等により建物及び構築物が222百万円増加したことによるものです。

（負債）

当中間連結会計期間における負債は、前連結会計年度に比べ392百万円減少し、6,496百万円となりました。これは主に長期借入金が1,395百万円増加した一方で短期借入金が2,037百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間における純資産は、前連結会計年度に比べ530百万円増加し、純資産合計は1,655百万円となりました。これは主に第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債の行使等による新株の発行により資本金が274百万円、資本剰余金が259百万円それぞれ増加したことや、親会社株主に帰属する中間純利益109百万円によるものです。

（自己資本比率）

当中間連結会計期間における自己資本比率は20.3%（前連結会計年度比6.3ポイント増）となりました。これは主に第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債の行使等による新株の発行により資本金が274百万円、資本剰余金が259百万円それぞれ増加したことや、親会社株主に帰属する中間純利益109百万円によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前連結会計年度末より207百万円減少し、963百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動により支出した資金は5百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益115百万円があった一方で、未払消費税等の減少141百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動により支出した資金は332百万円となりました。これは主に敷金及び保証金の回収による収入90百万円があった一方で、有形固定資産の取得による支出389百万円の計上によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動により得られた資金は144百万円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出2,137百万円及び長期借入金の返済による支出334百万円、長期借入れによる収入2,221百万円及び株式の発行による収入450百万円によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

(1) シンジケートローン契約

当社は、2026年５月28日開催の取締役会において、シンジケートローン契約の締結について決議し、2026年６月25日付で契約を締結いたしました。

	トランシェA	トランシェB
契約総額	1,951百万円	
契約金額	1,217百万円	734百万円
契約締結日	2026年６月25日	
期間	開始日　2026年６月30日 満期日　2029年６月30日 （但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする）	
金利	基準金利+スプレッド	
アレンジャー	株式会社りそな銀行	
参加金融機関	株式会社りそな銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社きらぼし銀行 株式会社商工組合中央金庫 株式会社横浜銀行 株式会社千葉銀行	株式会社りそな銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社きらぼし銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行
財務制限条項	(1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上かつ843百万円以上に維持する。 (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (3) 各年度の決算期における設備等投資実施額が800百万円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額」とは、当該決算期における借入人の連結キャッシュフロー計算書に記載された投資活動によるキャッシュフローの絶対値を意味する。 (4) 各年度の決算期の末日における債務償還年数を4.0以下に維持する。なお、ここでいう「債務償還年数」とは、当該決算期の連結の決算書類（連結の計算書類等及び連結キャッシュフロー計算書をいう。）に基づき本契約別紙５記載の算式に従って計算される値をいう。	
担保提供資産及び保証の有無	無担保/保証有（㈱エー・ピーカンパニー）	

(2) コミットメント契約締結について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

契約形態	コミットメントライン
組成金額	500百万円（借入極度額）
契約締結日	2026年６月25日
コミットメント期間	１年（2026年６月30日～2027年６月30日）
返済方法	期日一括弁済
アレンジャー	株式会社りそな銀行
資金使途	経常運転資金
財務制限条項	2027年３月期以降の各四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値に維持する。

（注）期末日時点における借入実行残高等については、「第４　経理の状況 １中間連結財務諸表 注記事項（中間連結貸借対照表関係）」に記載しております。

(3) ライセンス契約

当社はライセンス契約者との間で、以下のようなライセンス契約を締結しております。なお、契約内容の要旨は次のとおりです。

契約形態	ライセンス契約	ライセンス契約	ライセンス契約
業態	じとっこ 宮崎県日南市じとっこ組合	裏の山の木の子 炭火焼鳥塚田農場	中高級価格帯焼鳥 (※店舗名称は契約者が独自に設定)
契約内容 （一部抜粋）	・ブランド、ロゴ使用 ・みやざき地頭鶏の仕入 ・流通システムの利用 ・店舗運営ノウハウの利用	・ブランド、ロゴ使用 ・当社指定食材の仕入 ・流通システムの利用 ・店舗運営ノウハウの利用	・店舗、メニュー開発等のプロデュース支援 ・職人育成および店舗運営ノウハウの提供 ・当社指定食材の仕入 ・流通システムの利用
契約期間	契約締結日から５年間	契約締結日から５年間	契約締結日から５年間
契約金	契約時に一定額	契約時に一定額	契約時に一定額
ライセンス料	店舗坪数により毎月一定額	店舗売上高の一定率	店舗売上高の一定率
保証金	契約時に一定額	契約時に一定額	契約時に一定額

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
A種優先株式	1,000
B種優先株式	300
C種優先株式	150
計	24,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式24,000,000株、A種優先株式1,000株、B種優先株式300株、C種優先株式150株であり、合計は24,001,450株となりますが、発行可能株式総数は24,000,000株とする旨定款に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,302,465	13,302,465	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種優先株式	1,000	1,000	非上場	(注) 1
B種優先株式	300	300	非上場	(注) 2
C種優先株式	150	150	非上場	(注) 3
計	13,303,915	13,303,915	―	―

(注) 1．A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1．剰余金の配当

(1)期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2)期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3)優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式１株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4)Ａ種優先配当金の金額

優先配当金の額は、Ａ種優先株式１株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。

Ａ種優先株式１株当たりの優先配当金の額は、Ａ種優先株式の１株当たりの払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して行われた１株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6)非参加条項

当社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

２．残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2)残余財産分配額

①基本残余財産分配額

Ａ種優先株式１株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)①に定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

②控除価額

上記2.(2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、Ａ種優先株式１株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)②に定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3)非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

３．議決権

Ａ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

４．金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1)償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式１株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

(2)償還価額

①基本償還価額

A種優先株式１株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

基本償還価額＝1,000,000円×(１＋0.085)^(m+n/365)

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「m＋n/365」は「（１＋0.085）」の指数を表す。

②控除価額

上記4.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式１株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×(１＋0.085)^(x+y/365)

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x＋y/365」は「（１＋0.085）」の指数を表す。

(3)償還請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第２ビル１Ｆ

株式会社エー・ピーホールディングス

(4)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

５．金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1)強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がＡ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるＡ種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、取得するＡ種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2)強制償還価額

①基本強制償還価額

Ａ種優先株式１株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)①に定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

②控除価額

上記5.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、Ａ種優先株式１株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)②に定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除する。

６．普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1)転換請求権の内容

Ａ種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がＡ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をＡ種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、Ａ種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったＡ種優先株主に対し会社法第167条第３項に定める金銭を交付することを要しない。

(2)転換請求により交付する普通株式数の算定方法

①当社がＡ種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。但し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、Ａ種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

＝Ａ種優先株主が取得を請求したＡ種優先株式の数

×上記4.(2)①に定める基本償還価額相当額から上記4.(2)②に定める控除価額相当額を控除した金額（但し、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）

÷転換価額

②転換価額

イ　当初転換価額

当初転換価額は、Ａ種優先株式の発行に係る取締役会決議日の前日における時価の100%に相当する金額である427円とする。

ロ　転換価額の修正

転換価額は、2021年３月31日以降の毎年３月31日及び９月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ハ　転換価額の調整

(a)当社は、Ａ種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×１株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「１株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当の場合は０円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は０円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義す

る。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(ⅲ)において「対価」という。）とする。

(b)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(ⅰ)下記(c)(ⅱ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当の場合を含む。）（但し、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ⅱ)普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ⅲ)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ⅱ)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当の場合を含む。）、又は下記(c)(ⅱ)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ)普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(ⅰ)転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

(ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

(d)上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i)当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii)転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii)その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が１円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各Ａ種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3)転換請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第２ビル１Ｆ
株式会社エー・ピーホールディングス

(4)転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

７．株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。Ａ種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

８．譲渡制限

譲渡によるＡ種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

９．優先順位

(1)剰余金の配当

Ａ種優先株式の優先配当金、Ｂ種優先株式の優先配当金（下記Ｂ種優先株式1.(1)に定義される「Ｂ種優先配当金」をいう。以下同じ。）、Ａ種優先株式の累積未払優先配当金、Ｂ種優先株式の累積未払優先配当金（下記Ｂ種優先株式1.(3)に定義される「Ｂ種未払累積配当金」をいう。以下同じ。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種優先株式の累積未払優先配当金及びＢ種優先株式の累積未払優先配当金を第１順位（それらの間では同順位）、Ａ種優先株式の優先配当金及びＢ種優先株

式の優先配当金を第２順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第３順位とする。

(2)残余財産の分配

Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式に係る残余財産の分配を第１順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第２順位とする。

(3)比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(注)２．Ｂ種優先株式の内容は、次のとおりであります。

１．剰余金の配当

(1)Ｂ種優先配当金

当社が剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき下記1.(2)に定める額の剰余金（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を配当する。なお、Ａ種優先株式とＢ種優先株式は剰余金の配当において同順位とする。

(2)Ｂ種優先配当金の額

Ｂ種優先配当金の額は、１株につき、同株式の払込金額に年2.9%を乗じた額とする。

(3)累積条項

ある事業年度において、Ｂ種優先株主に対して、Ｂ種優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額については、翌事業年度及びそれ以降の年度におけるＢ種優先配当金、その他優先配当金（もしあれば）及び普通株主に対する剰余金の配当に先立ち、Ｂ種優先株主に対して支払われるものとする（以下、累積されたＢ種優先配当金のうち未払金額を「Ｂ種未払累積配当金」という。）。なお、Ａ種優先株式における累積されたＡ種優先配当金とＢ種未払累積配当金は剰余金の配当において同順位とする。

(4)非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金及びＢ種未払累積優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

２．残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、Ｂ種優先株主に対し、普通株主に先立ち、基準価格により算定される価額を支払う。なお、Ａ種優先株式とＢ種優先株式は残余財産の分配において同順位とする。

「基準価格」とは、『払込金額について払込期日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算をして算出される金額』＝払込金額×（１＋0.029）＾(m+n/ 365)から『支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算して調整した額）』＝償還請求前支払済優先配当金（疑義を避ける上で明記するならばＢ種優先株式の支払済自己株式取得金額（もしあれば）を含む。）×（1＋0.029）＾（x+y/365）を控除した金額とする。

なお、払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「ｍ年とｎ日」とし、償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「ｘ年とｙ日」とし、「m＋n/365」及び「x＋y/365」は「（１＋0.029）」の指数を表す。

(2)非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

３．議決権

Ｂ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

４．種類株主総会の決議事項

Ｂ種優先株主は会社法に基づく種類株主総会の決議において、１単元（100株）につき１個の議決権を有する。

５．株式の併合又は分割、募集株式の割当等

株式分割及び併合が行われる場合、Ｂ種優先株式については分割・併合を行わない。

６．取得請求権

Ｂ種優先株主は、いつでも、Ｂ種優先株式の全部又は一部について、当社に対して、基準価格により算定される価額の金銭を対価として取得することを請求することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得請求権付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

７．取得条項

当社は、払込期日以降で取締役会が別に定める日に、基準価格により算定される価額の金銭の交付と引き換えに、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得条項付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

８．比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

９．会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(注)３．Ｃ種優先株式の内容は、次のとおりであります。

１．剰余金の配当

(1)Ｃ種優先配当金

当社は、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＣ種優先株式を有する株主（以下「Ｃ種優先株主」という。）又はＣ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｃ種優先株式登録質権者」といい、Ｃ種優先株主と併せて「Ｃ種優先株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、Ｃ種優先配当金として、Ｃ種優先株式１株につき、下記1.(2)に定める額の剰余金を支払う。

(2)Ｃ種優先配当金の額

Ｃ種優先配当金の額は、Ｃ種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算により算出される金額（以下「Ｃ種優先配当金額」という。）とする（但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）。但し、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がＣ種優先株式を取得した場合、当該Ｃ種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(3)累積条項

ある事業年度において、Ｃ種優先株主等に対して支払う１株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払Ｃ種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るＣ種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払Ｃ種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払Ｃ種優先配当金（以下「累積未払Ｃ種優先配当金」という。）を、下記9.(1)に定める支払順位に従い、Ｃ種優先株主等に対して支払うものとする。

(4)非参加条項

当社は、Ｃ種優先株主等に対して、Ｃ種優先配当金及び累積未払Ｃ種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

２．残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、Ｃ種優先株主に対し、普通株主に先立ち、基準価格により算定される価額を支払う。なお、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式は残余財産の分配において同順位とする。

「基準価格」とは、Ｃ種優先株式の払込金額に累積未払Ｃ種優先配当金を加算した額とする。

(2)非参加条項

Ｃ種優先株主又はＣ種優先株式登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

３．議決権

Ｃ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

４．種類株主総会の決議事項

Ｃ種優先株主は会社法に基づく種類株主総会の決議において、１単元（１株）につき１個の議決権を有する。

５．株式の併合又は分割、募集株式の割当等

法令に別段の定めがある場合を除き、Ｃ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。Ｃ種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

６．取得請求権

Ｃ種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、Ｃ種優先株式の全部又は一部の取

得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる償還請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったＣ種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたＣ種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたＣ種優先株式及び取得請求権が行使されたＡ種優先株式及びＢ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみＡ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＣ種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。Ｃ種優先株式１株当たりの取得価額は、Ｃ種優先株式の払込金額に累積未払Ｃ種優先配当金を加算した額とする。

７．取得条項

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、Ｃ種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。Ｃ種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。Ｃ種優先株式１株当たりの取得価額は、Ｃ種払込金額に累積未払Ｃ種優先配当金を加算した額とする。

８．譲渡制限

当社のＣ種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

９．優先順位

(1)剰余金の配当

Ａ種優先株式の優先配当金、Ｂ種優先株式の優先配当金、Ｃ種優先配当金、累積未払Ａ種優先配当金、累積未払Ｂ種優先配当金、累積未払Ｃ種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主等）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払Ａ種優先配当金、累積未払Ｂ種優先配当金及び累積未払Ｃ種優先配当金を第１順位（それらの間では同順位）、Ａ種優先株式の優先配当金、Ｂ種優先株式の優先配当金及びＣ種優先株式の優先配当金を第２順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者に対する剰余金の配当を第３順位とする。

(2)残余財産の分配

Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式及びその他の種類の株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式に係る残余財産の分配を第１順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。

(3)比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位に必要な金額に応じた比例按分の方法により行う。

10. 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）		発行済株式 総数残高 （株）		資本金 増減額 （千円）	資本金 残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
2026年８月17日 (注) 1	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	109,052 － － －	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	12,992,202 1,000 300 －	50,054	100,054	49,945	59,315
2026年８月17日 (注) 2	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	－ － － 150	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	12,992,202 1,000 300 150	75,000	175,054	75,000	134,315
2026年９月30日 (注) 3	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	204,709 － － －	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	13,196,911 1,000 300 150	100,000	275,055	100,000	234,316
2026年９月30日 (注) 4	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	105,554 － － －	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	13,302,465 1,000 300 150	49,500	324,555	49,500	283,816

(注) 1　有償第三者割当(普通株式)
発行価格　　１株につき　　917円
資本組入額　１株につき　　459円
割当先　　株式会社NIGITA

2　有償第三者割当(C種優先株式)
発行価格　　１株につき　1,000,000円
資本組入額　１株につき　　500,000円
割当先　　サントリー株式会社

3　有償第三者割当(普通株式)
発行価格　　１株につき　　977円
資本組入額　１株につき　　488.5円
割当先　　米山久

4　第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

１．普通株式

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
米山　久	東京都八王子市	5,469	41.25
ＭＴＲインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町２丁目１１００－７	675	5.09
西　陽一郎	東京都港区	439	3.31
オイシックス株式会社	東京都品川区大崎１丁目１１－２ゲートシティ大崎イーストタワー５Ｆ	356	2.68
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川５丁目１－１８住友不動産大崎ツインビル東館６Ｆ	146	1.10
株式会社ＮＩＧＩＴＡ	神奈川県相模原市南区相武台１丁目１９－１０	109	0.82
里見　順子	東京都渋谷区	60	0.45
株式会社ＮＳＫ	東京都北区豊島２丁目３－１	54	0.41
エー・ピーホールディングス従業員持株会	東京都豊島区西池袋１丁目１０－１ＩＳＯビル５Ｆ	48	0.36
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋１丁目１３－１	45	0.34
計	－	7,405	55.85

（注）上記のほか当社所有の自己株式　45千株（0.33%）があります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
米山　久	東京都八王子市	54,692	41.27
ＭＴＲインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町２丁目１１００－７	6,750	5.09
西　陽一郎	東京都港区	4,396	3.31
オイシックス株式会社	東京都品川区大崎１丁目１１－２ゲートシティ大崎イーストタワー５Ｆ	3,562	2.68
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川５丁目１－１８住友不動産大崎ツインビル東館６Ｆ	1,466	1.10
株式会社ＮＩＧＩＴＡ	神奈川県相模原市南区相武台１丁目１９－１０	1,090	0.82
里見　順子	東京都渋谷区	600	0.45
株式会社ＮＳＫ	東京都北区豊島２丁目３－１	549	0.41
エー・ピーホールディングス従業員持株会	東京都豊島区西池袋１丁目１０－１ＩＳＯビル５Ｆ	486	0.36
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋１丁目１３－１	459	0.34
計	－	74,050	55.87

２．A種優先株式

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ＲＫＤエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町１丁目９番６号	1,000	100.00
計	－	1,000	100.00

３．B種優先株式

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ＳＢ・Ａ２号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町１丁目９番５号大手町フィナンシャルシティノースタワー24階	300	100.00
計	－	300	100.00

４．C種優先株式

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
サントリー株式会社	東京都港区台場２丁目３番３号	150	100.00
計	－	150	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	Ａ種優先株式 Ｂ種優先株式	1,000 300	―	―
	Ｃ種優先株式	150		
議決権制限株式（自己株式等）	―		―	―
議決権制限株式（その他）	―		―	―
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式	45,200	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式	13,251,600	132,516	―
単元未満株式	普通株式	5,665	―	―
発行済株式総数		13,303,915	―	―
総株主の議決権	―		132,516	―

(注) １．Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の内容につきましては、「１　株式等の状況　(1)株式の総数等　②発行済株式」に記載しております。

２．「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式６株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社エー・ピーホールディングス	東京都港区高輪３丁目25番23号 京急第２ビル１Ｆ	45,200	―	45,200	0.33
計	―	45,200	―	45,200	0.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,174,449	966,937
売掛金	1,128,339	1,080,684
棚卸資産	※1 492,731	※1 570,896
未収入金	101,083	100,512
その他	400,960	537,696
流動資産合計	3,297,563	3,256,727
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,576,550	5,847,760
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,496,910	△3,545,161
建物及び構築物（純額）	2,079,639	2,302,599
工具、器具及び備品	1,814,498	1,818,677
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,674,136	△1,665,184
工具、器具及び備品（純額）	140,362	153,492
土地	88,380	88,380
その他	729,197	685,124
減価償却累計額及び減損損失累計額	△386,539	△405,287
その他（純額）	342,658	279,837
有形固定資産合計	2,651,040	2,824,309
無形固定資産		
のれん	―	12,027
ソフトウエア	25,056	20,934
その他	543	447
無形固定資産合計	25,599	33,409
投資その他の資産		
投資有価証券	184,766	196,331
敷金及び保証金	1,295,005	1,204,366
長期前払費用	150,933	215,743
繰延税金資産	245,143	245,143
その他	168,308	180,704
貸倒引当金	△5,394	△5,394
投資その他の資産合計	2,038,762	2,036,893
固定資産合計	4,715,402	4,894,612
資産合計	8,012,966	8,151,340

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	677,366	647,168
短期借入金	2,602,258	564,375
1年内返済予定の長期借入金	340,896	832,548
未払金	371,363	314,117
未払費用	580,705	608,794
未払法人税等	34,924	15,449
未払消費税等	245,575	105,684
その他	129,119	153,505
流動負債合計	4,982,210	3,241,643
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	99,000	―
長期借入金	1,645,649	3,040,665
繰延税金負債	20,653	21,228
その他	140,599	192,532
固定負債合計	1,905,903	3,254,425
負債合計	6,888,113	6,496,069
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	324,555
資本剰余金	301,546	560,808
利益剰余金	1,009,301	990,750
自己株式	△142,207	△51,344
株主資本合計	1,218,639	1,824,770
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△95,487	△170,159
その他の包括利益累計額合計	△95,487	△170,159
新株予約権	1,078	―
非支配株主持分	621	660
純資産合計	1,124,852	1,655,271
負債純資産合計	8,012,966	8,151,340

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	10,667,919	10,766,554
売上原価	3,919,739	4,039,204
売上総利益	6,748,179	6,727,350
販売費及び一般管理費	※ 6,460,182	※ 6,538,914
営業利益	287,997	188,435
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,218	3,183
持分法による投資利益	12,634	11,564
協賛金収入	3,202	1,119
その他	20,763	29,436
営業外収益合計	38,818	45,303
営業外費用		
支払手数料	10,027	6,236
支払利息	42,241	55,856
為替差損	1,530	11,300
シンジケートローン手数料	14,977	16,925
その他	35,977	3,814
営業外費用合計	104,753	94,132
経常利益	222,062	139,606
特別利益		
固定資産売却益	7,866	97
関係会社株式売却益	438,870	―
その他	7,724	―
特別利益合計	454,461	97
特別損失		
固定資産売却損	4,919	1,254
固定資産除却損	8,540	18,466
減損損失	―	4,803
特別損失合計	13,459	24,524
税金等調整前中間純利益	663,064	115,179
法人税等	32,649	5,430
中間純利益	630,415	109,749
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△63	38
親会社株主に帰属する中間純利益	630,478	109,710

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
中間純利益	630,415	109,749
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△44,627	△74,672
その他の包括利益合計	△44,627	△74,672
中間包括利益	585,787	35,076
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	585,850	35,037
非支配株主に係る中間包括利益	△63	38

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	663,064	115,179
減価償却費	199,711	201,379
長期前払費用償却額	18,835	15,418
減損損失	―	4,803
有形固定資産除売却損益（△は益）	5,592	19,623
関係会社株式売却損益（△は益）	△438,870	―
支払利息	42,241	55,856
持分法による投資損益（△は益）	△12,634	△11,564
シンジケートローン手数料	14,977	16,925
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,780	―
売上債権の増減額（△は増加）	△3,813	47,392
棚卸資産の増減額（△は増加）	41,494	△78,666
仕入債務の増減額（△は減少）	△30,022	△29,419
未収入金の増減額（△は増加）	△40,737	108
未払金の増減額（△は減少）	28,616	△65,635
未払費用の増減額（△は減少）	△33,833	28,905
未払消費税等の増減額（△は減少）	35,340	△141,367
その他	△109,541	△112,563
小計	378,643	66,375
利息及び配当金の受取額	2,218	3,183
利息の支払額	△42,241	△55,856
法人税等の支払額	△9,100	△18,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	329,520	△5,181
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△97,616	△389,897
有形固定資産の売却による収入	10,506	5,510
無形固定資産の取得による支出	△3,581	△150
長期前払費用の取得による支出	△15,949	△18,496
敷金及び保証金の差入による支出	△14,995	△20,120
敷金及び保証金の回収による収入	43,210	90,956
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	475,557	―
その他	△5,569	△59
投資活動によるキャッシュ・フロー	391,563	△332,258

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,550,000	100,000
短期借入金の返済による支出	△3,491,160	△2,137,883
長期借入れによる収入	95,694	2,221,000
長期借入金の返済による支出	△113,383	△334,332
株式の発行による収入	－	450,001
配当金の支払額	－	△128,260
シンジケートローン手数料の支払額	△14,977	△16,925
その他	△4,116	△9,055
財務活動によるキャッシュ・フロー	△977,944	144,544
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,713	△14,615
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△258,574	△207,511
現金及び現金同等物の期首残高	917,313	1,171,434
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 658,739	※ 963,922

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※１ 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
商品及び製品	455,323千円	526,322千円
原材料	37,407千円	44,574千円

２ 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	500,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	2,000,000千円	500,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
給与及び手当	2,573,476千円	2,551,035千円
賃借料	1,119,586千円	1,072,544千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
現金及び預金	661,751千円	966,937千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△3,011千円	△3,014千円
現金及び現金同等物	658,739千円	963,922千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月25日定時株主総会	A種優先株式	109,251	109,251.13	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金
2026年６月25日定時株主総会	B種優先株式	19,009	63,365.65	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、第三者割当増資及び転換社債型新株予約権付社債の権利行使に伴う新株の発行並びに自己株式の処分により、資本金が274百万円増加、資本剰余金が259百万円増加、自己株式が90百万円減少しております。この結果、当中間連結会計期間末において資本金が324百万円、資本剰余金が560百万円、自己株式が51百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額	中間期連結損益計算書計上額（注）
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,469,198	1,036,559	1,759,474	402,687	10,667,919	－	10,667,919
セグメント間の内部売上高又は振替高	158,802	－	11,156	395,254	565,212	△565,212	－
計	7,628,000	1,036,559	1,770,630	797,941	11,233,132	△565,212	10,667,919
セグメント利益又は損失（△）	278,538	△98,766	64,507	44,127	288,407	△410	287,997

(注) １　セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額は、棚卸資産の調整額等△410千円であります。
２　セグメント利益又はセグメント損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額	中間期連結損益計算書計上額（注）
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,233,606	920,125	2,137,555	475,267	10,766,554	－	10,766,554
セグメント間の内部売上高又は振替高	144,491	－	51,788	351,212	547,492	△547,492	－
計	7,378,098	920,125	2,189,343	826,480	11,314,047	△547,492	10,766,554
セグメント利益又は損失（△）	26,080	△11,735	118,281	55,808	188,435	－	188,435

(注) １　セグメント利益又は損失の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内外食事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。当該減損損失の計上額は、4,803千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益金額	44円93銭	3円77銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	630,478	109,710
普通株主に帰属しない金額(千円)	58,700	61,405
うち優先配当額（千円）	58,700	61,405
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	571,778	48,305
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,724	12,798
(2)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	43円60銭	3円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	50,000	―
普通株式増加数(千株)	1,537	109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社エー・ピーホールディングス
取　締　役　会　　御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	梶　原　大　輔
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥　村　俊　樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．　ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれておりません。